

4月から介護保険料が3,596円に



介護サービスの充実が図られていますが、何より介護を必要としない健康な体づくりが大切です（「お座敷広場」での健康診断）

介護保険制度の改正に伴い、四月一日から介護保険料段階と、第一号被保険者（六十五歳以上）の介護保険料が変わりました。

介護保険料段階は低所得者に配慮するため、これまで所得範囲が広がった第二段階を細分化し、合計所得金額と課税年金収入の合計金額が年額八十万円以下の人は「新第二段階」とし、それ以外を「新第三段階」とし、これまでの五段階制から六段階制に変更しました。

第一号被保険者の介護保険料の基準月額は、二千九百八十三円から三千五百九十六円に改定されました。年々、介護を必要とする

方々の増加に伴う介護サービス給付費の増大に対応していくため、今回の見直しとなりました。厳しい経済事情のもとでの料金改定で負担をお掛けしますが、皆さんのご理解をお願いします。

なお、地方税法の改正に伴って住民税課税者となったことにより、保険料負担が増えた人については、急激な負担増を緩和するため、平成十八年度と十九年度に経過措置を行います。

低所得者への軽減制度

町では、老齢福祉年金受給者および老齢福祉年金以下の収入で、一定要件を満たしている人を対象に実施してきた保険料の全額減免を廃止し、新たな軽減制度（下表参照）を設けました。保険料の減額は本人の申請により行われますので、対象となる方はお早めに申請手続きを行ってください。

なお、軽減制度の見直しに伴い、全額減免から軽減対象とならない新四段階になった人については、急激な負担増を緩和するため、平成十八年度から二十三年度まで経過措置を行います。

◆**問い合わせ** 役場保健福祉課 介護保険担当（☎82-3111 内線163）へどうぞ。

◆介護保険料段階および保険料改正の概要

現 行			改 正 後		
段 階	保険料(年額)	対 象 者	段 階	保険料(年額)	対 象 者
第1段階	17,900円 (基準額×0.5)	本人および世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	第1段階	21,600円 (基準額×0.5)	変更なし
第2段階	26,850円 (基準額×0.75)	本人および世帯全員が住民税非課税	第2段階	21,600円 (基準額×0.5)	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人
			第3段階	32,400円 (基準額×0.75)	本人および世帯全員が住民税非課税であって、第2段階以外の人
第3段階	35,800円 (基準額)	本人は住民税非課税であるが、世帯員の誰かが住民税課税	第4段階	43,200円 (基準額)	変更なし
第4段階	44,750円 (基準額×1.25)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	第5段階	54,000円 (基準額×1.25)	変更なし
第5段階	53,700円 (基準額×1.5)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	第6段階	64,800円 (基準額×1.5)	変更なし

◆介護保険料軽減制度の概要

区分	軽減の対象となる人	軽減の内容
I	1 老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が非課税 2 老齢福祉年金以下の収入で、次の4つの要件をすべて満たし、生活保護を受けていない人。▶世帯全員が住民税非課税▶世帯の年間収入が120万円以下（3人目から1人につき40万円を加算）▶住民税課税者に扶養されていない▶100万円以上の預貯金など一定以上の資産を所有していない——人	保険料段階第1段階の半額の保険料相当額に軽減 (年額21,600円⇒10,800円に軽減)
II	1 災害により著しい損害を受けた時 2 世帯生計維持者の死亡または長期入院などで収入が著しく減少した時 3 世帯生計維持者の収入が事業の休廃止、失業などにより著しく減少した時 4 世帯生計維持者の収入が不漁、不作などにより著しく減少した時	本来、納めるべき保険料段階から1段階分軽減 (年額より10,800円を軽減)
III	1 保険料段階が新第3段階で、次の4つ要件をすべて満たす人。▶世帯全員が住民税非課税▶世帯の年間収入が120万円以下（3人目から1人につき40万円を加算）▶住民税課税者に扶養されていない▶100万円以上の預貯金など一定以上の資産を所有していない——人	保険料段階第3段階を第1段階の保険料に軽減 (年額32,400円⇒21,600円に軽減)